

平成29年(モ)第918号 移送申立事件

(基本事件 平成29年(ワ)3038号 債務不存在確認等請求事件)

原 告 近畿産業信用組合

被 告 [REDACTED]

平成29年5月17日

移送申立に対する意見書

大阪地方裁判所 第12民事部2係 御中

原告訴訟代理人弁護士 山 岸 正 和

山岸
正和
印
弁護士

同 馬 場 光 太 郎

馬場
光太郎
印
弁護士

第1 移送申立に対する答弁

本件移送申立を却下する

との決定を求める。

第2 理由

頭書事件においては、原告が被告に対して財産権上の請求をしているものであるから、民事訴訟法5条1号により、義務履行地である原告の住所を管轄する大阪地方裁判所に土地管轄が存することは明らかである。

被告は、移送申立の理由として、大阪地方裁判所に出廷するためには和歌山市から大阪地方裁判所までの移動費用等の負担がかかると主張するようであるが、本件が和歌山地方裁判所に移送された場合には原告において大阪市から和歌山地方裁判所までの移動費用を負担することになるので、被告の主張には理由がない。和歌山市から大阪地方裁判所までは、公共交通機関を利用することで、比較的安価かつ1時間程度で移動可能であるから、移動による被告の負担は小さい。

また、原告が証人申請を予定している花岡前和歌山支店長の勤務地は神戸支店であり、この証人の出頭の負担を考えると、大阪の方がより適切である。

そもそも、本件訴訟は、被告による原告に対する業務妨害的な行為によって原告が損害を被ったために提起せざるを得なくなつたものであるから、原告が信用組合であり被告が個人であるということを考慮したとしても、当事者間の衡平を図る必要があるとは到底考えられない。

さらに、本件が和歌山地方裁判所に移送されることになると、移送により期間を要することになるため、訴訟の進行が遅滞することは明らかである。

以上の理由から、本件移送申立には理由がないから、本件移送申立は速やかに却下されるべきである。

以上